

| 新 | 旧 | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>大阪市営住宅入居者選考等実施要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定：平成 20 年 3 月 27 日 直近改正：令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日</p> <p>第 1 条－第 2 条 [略] 第 3 条 [略] 〔(1)-(3) 略〕 (4) 随時募集 次のア又はイに掲げる住宅において、それぞれア又はイに定める時期、期間及び住宅とする。 ア 公営住宅及び改良住宅 大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号。以下「大阪市休日条例」という。）第 1 条第 1 項に掲げる日を除く毎日とし、第 1 号及び第 3 号に定める募集又は第 2 号に定める募集のうち第 6 条第 2 項第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに定める申込区分において入居申込者が募集戸数を超えない住宅及び死亡後に発見が遅れたこと等により貸付を停止している住宅（ただし、第 1 号に定める募集において入居申込者が募集戸数を著しく超えることが予想される住宅を除く。）であって、かつ当該募集の募集住宅一覧表作成時において入居者又は入居候補者のない住宅 イ [略] 〔(5)-(7) 略〕 〔2－3 略〕</p> | <p>大阪市営住宅入居者選考等実施要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定：平成 20 年 3 月 27 日 直近改正：令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日</p> <p>第 1 条－第 2 条 [同左] 第 3 条 [同左] 〔(1)-(3) 同左〕 (4) 随時募集 次のア又はイに掲げる住宅において、それぞれア又はイに定める時期、期間及び住宅とする。 ア 公営住宅及び改良住宅 大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号。以下「大阪市休日条例」という。）第 1 条第 1 項に掲げる日を除く毎日とし、第 1 号及び第 3 号に定める募集又は第 2 号に定める募集のうち第 6 条第 2 項第 4 号に定める申込区分において入居申込者が募集戸数を超えない住宅及び死亡後に発見が遅れたこと等により貸付を停止している住宅（ただし、第 1 号に定める募集において入居申込者が募集戸数を著しく超えることが予想される住宅を除く。）であって、かつ当該募集の募集住宅一覧表作成時において入居者又は入居候補者のない住宅 イ [同左] 〔(5)-(7) 同左〕 〔2－3 同左〕</p> | |

| 新 | 旧 | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>第4条 [略]</p> <p>(公募における優先選考)</p> <p>第5条 第3条に定める公募において条例第13条第3項の規定により優先的に選考して入居させる者は、次の各号に掲げる募集において、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 第3条第1項第1号に定める募集 規則第7条第10号、第13号及び第16号に定める者</p> <p>[(2) 略]</p> <p>(3) 第3条第1項第3号に定める募集 規則第7条第12号、第13号及び第16号に定める者</p> <p>[(4)-(6) 略]</p> <p>(公募の申込み資格)</p> <p>第6条 第3条第1項第1号に定める募集における入居申込者は、条例第5条、条例第6条、条例第7条第2項及び第4項、条例第8条第3項及び第5項又は条例第10条の規定による条件を具備し、かつ次の各号に掲げる申込区分において、当該各号に定める条件を具備する者でなければならない。ただし、第6号イに定める者については、条例第5条第1項第4号の規定は適用しない。</p> <p><u>(1) 若者夫婦世帯向け 規則第7条第16号に定める者であること</u></p> | <p>第4条 [同左]</p> <p>(公募における優先選考)</p> <p>第5条 第3条に定める公募において条例第13条第3項の規定により優先的に選考して入居させる者は、次の各号に掲げる募集において、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 第3条第1項第1号に定める募集 規則第7条第10号、第13号及び第14号に定める者</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>(3) 第3条第1項第3号に定める募集 規則第7条第12号及び第14号に定める者</p> <p>[(4)-(6) 同左]</p> <p>(公募の申込み資格)</p> <p>第6条 第3条第1項第1号に定める募集における入居申込者は、条例第5条、条例第6条、条例第7条第2項及び第4項、条例第8条第3項及び第5項又は条例第10条の規定による条件を具備し、かつ次の各号に掲げる申込区分において、当該各号に定める条件を具備する者でなければならない。ただし、第6号イに定める者については、条例第5条第1項第4号の規定は適用しない。</p> <p><u>(1) 新婚世帯・婚約者向け 規則第7条第13号に定める者であること</u>。ただし、条例第6条第3項又は条例第7条第4項の規定による入居者資格の特例が適用される場合は、入居申込者とその配偶者(婚姻の予約者との構成で入居の申込みを行う場合は入居申込者とその婚姻の予約者)のいずれもが当該募集期間の最終日において</p> | |

| 新 | 旧 | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>(2) 子育て世帯向け 規則第7条第 <u>13</u> 号に定める者であること [(3)-(6) 略]</p> <p>2 略</p> <p>3 第3条第1項第3号に定める募集における入居申込者は、条例第5条又は条例第7条第2項の規定による条件を具備(ただし、第2号イ及び第3号イに掲げる世帯を除く。)し、かつ次の各号に掲げる申込区分において、当該各号に定める条件を具備する者でなければならない。ただし、第1号に定める申込区分については、条例第5条第1項第4号及び条例第7条第2項において準用する条例第5条第1項第4号の規定は適用しない。 [(1)-(3) 略]</p> <p><u>(4) 若者夫婦世帯向け 第1項第1号に定める者であること</u></p> <p>[(5)-(7) 略]</p> <p>[4-6 略]</p> <p>7 第3条第1項第7号に定める募集における入居申込者は、条例第5条、条例第6条、条例第7条第2項及び第4項、条例第8条第3項及び第5項又は条例第10条の規定による条件を具備し、規則第7条第3号、第8号、第9号、第11号、第 <u>14</u> 号又は第 <u>15</u> 号に定める者であって、かつ本市の区域内に住所を有する者でなければならない。 [8-9 略]</p> <p><u>[削る]</u></p> | <p>40歳未満であること</p> <p>(2) 子育て世帯向け 規則第7条第 <u>14</u> 号に定める者であること [(3)-(6) 同左]</p> <p>2 同左</p> <p>3 第3条第1項第3号に定める募集における入居申込者は、条例第5条又は条例第7条第2項の規定による条件を具備(ただし、第2号イ及び第3号イに掲げる世帯を除く。)し、かつ次の各号に掲げる申込区分において、当該各号に定める条件を具備する者でなければならない。ただし、第1号に定める申込区分については、条例第5条第1項第4号及び条例第7条第2項において準用する条例第5条第1項第4号の規定は適用しない。 [(1)-(3) 同左]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>[(4)-(6) 同左]</p> <p>[4-6 同左]</p> <p>7 第3条第1項第7号に定める募集における入居申込者は、条例第5条、条例第6条、条例第7条第2項及び第4項、条例第8条第3項及び第5項又は条例第10条の規定による条件を具備し、規則第7条第3号、第8号、第9号、第11号、第 <u>15</u> 号又は第 <u>16</u> 号に定める者であって、かつ本市の区域内に住所を有する者でなければならない。 [8-9 同左]</p> <p><u>10 第1項第1号から第4号まで、第3項第2号及び第4号から第6号までに定める申込区分のうち、大阪府内在住者の申込区分にあつ</u></p> | |

| 新 | 旧 | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>(公募における申込み資格の特例)</p> <p>第7条 第3条第1項第1号に定める募集(ただし、公営住宅、改良住宅及び再開発住宅の一般世帯向け申込区分及び単身者向け申込区分に限る。)、同項第2号に定める募集(ただし、ひとり親住宅申込区分に限る。)、同項第3号に定める募集(ただし、一般世帯向け申込区分及び単身者向け申込区分に限る。)、同項第4号ア、同項第5号及び第7号(ただし、規則第7条第<u>14</u>号に定める者に限る。)に定める募集において、配偶者からの暴力により被害を受けている者が規則第6条の規定による入居の申込みを行ったときは、次の各号に掲げる世帯について、当該各号に定めるとおり取扱うものとする。</p> <p>[(1)-(2) 略]</p> <p>[2-3 略]</p> <p>第8条-第12条 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この要綱は、令和7年4月1日から実施する。</u></p> | <p><u>ては、大阪府内に住所を有していること(大阪府内に住民登録をしていること)。</u>ただし、この場合においては、<u>条例第5条第1項第4号の規定は適用しない。</u></p> <p>(公募における申込み資格の特例)</p> <p>第7条 第3条第1項第1号に定める募集(ただし、公営住宅、改良住宅及び再開発住宅の一般世帯向け申込区分及び単身者向け申込区分に限る。)、同項第2号に定める募集(ただし、ひとり親住宅申込区分に限る。)、同項第3号に定める募集(ただし、一般世帯向け申込区分及び単身者向け申込区分に限る。)、同項第4号ア、同項第5号及び第7号(ただし、規則第7条第<u>15</u>号に定める者に限る。)に定める募集において、配偶者からの暴力により被害を受けている者が規則第6条の規定による入居の申込みを行ったときは、次の各号に掲げる世帯について、当該各号に定めるとおり取扱うものとする。</p> <p>[(1)-(2) 同左]</p> <p>[2-3 同左]</p> <p>第8条-第12条 [同左]</p> | |